

事 務 連 絡
平成 24 年 12 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

コンタクトレンズ及びソフトコンタクトレンズ用消毒剤の
添付文書等に関する自主基準の改定について

今般、一般社団法人日本コンタクトレンズ協会より、別紙1及び別紙2のとおり、コンタクトレンズ及びソフトコンタクトレンズ用消毒剤の添付文書及び表示に関する自主基準が改定され、当課あて提出されましたので、情報提供いたします。

については、協会加盟以外のコンタクトレンズ及びソフトコンタクトレンズ用消毒剤の製造販売業者においても当該自主基準の浸透が図られるよう、貴管内のコンタクトレンズ等の製造販売業者に対し、周知方ご配慮願います。

なお、本事務連絡の写しを日本医療機器産業連合会、日本製薬団体連合会、米国医療機器・IVD工業会、欧州ビジネス協会協議会医療機器委員会、薬事法登録認証機関協議会、一般社団法人日本コンタクトレンズ協会及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構あてに送付していることを申し添えます。

